

## 野木町入札制度検討委員会議事概要（第3回）

### 【日 時】

平成21年1月18日（日）午前10時00分から午後0時5分

### 【場 所】

野木町役場本館2階大会議室

### 【出席者】

委 員 本田委員長、小池副委員長、岩瀬委員、井上委員、金原委員、三木委員、  
山中委員

栃木県 大野県土整備部監理課係長

事務局 真瀬町長、野沢副町長、針谷総務課長、館野契約管財係長、長島

### 【傍聴者】

4名

### 【会議内容】

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題

入札制度の検討について

委員長：事務局からの説明後、全項目について1項目あたり20分程度かけて検討していきたい。

事務局：まず、工事規模別の契約総額についてですが全国知事会の宣言ラインである1000万円以上の工事件数が全体の約40%に対して、契約総額に占める割合は、約70%を占める形となっています。つづきまして、情報の公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により予定価格が250万円を超える建設工事の情報を公表するよう定めています。ここでいう情報の公表については、情報公開法の公開手続きと別の枠組みとなっています。情報公開法は、開示請求を受けて情報公開を行う情報開示請求制度が基本となっており、開示請求を受けないときにまで情報公開を義務付けるものではありません。しかし、入札関連情報は、一般国民の関心も非常に高いため、この枠組みで運用すると開示請求手続きに要する国民の負担及び行政側の事務負担が増大します。そのため、情報公開法の開示請求を前提としない情報提供義務をこの法律で義務付けしているものです。では、野木町の情報公表についての状況をご説明しますと、平成18年度までは、この

法律に沿って250万円超えの建設工事を対象として運用してきました。平成19年度に公表対象を予定価格130万円超えの建設工事及び50万円超えの建設工事関連業務に拡大しています。平成20年度からは、遅ればせながら、野木町ホームページ上での入札情報公表を開始したところです。

制度的保証については、野木町では、入札参加資格審査等を行う野木町建設工事入札参加者資格審査会を、町の発注する建設工事請負業者の選定を行う野木町建設工事請負業者指名選考委員会をそれぞれ設置しています。しかし、これらの機関は、原則として発注者内部の職員から構成されており、発注者の恣意性を排除するためには、不十分であるとの見解がありました。そこで、平成13年度から施行されている公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づいて策定された指針により、中立・公正の立場で客観的に審査を行うことができる学識経験者等からなる第三者機関の設置・活用が求められているところです。しかし、この機関の設置については、国、特殊法人等及び地方公共団体によって、公共工事の発注量や内容、体制等に大きな差異があることから、一律に新たな組織を置くことを不相当であるとし、義務付けされていません。現在、全国の市区町村でこの第三者機関を設置している自治体は、平成19年度時点で9.3%であり、栃木県内で宇都宮市、足利市、鹿沼市、栃木市の4市のみ状況です。

不正行為の防止策については、野木町で平成9年度から指名停止基準を策定し、運用してきました。これは、不正行為を行った有資格業者の指名を停止する措置を通して反省を促し、不正行為の再発防止とするためのものです。平成18年度に一連の事件を契機に見直しを行い、罰則等の強化を図ったところです。指名停止情報については、現在窓口閲覧で対応しているものを平成21年度から野木町のホームページ上でも情報公表していく予定です。

次に相指名業者の取扱いについてです。相指名業者の下請けについて国の見解は、好ましくないとしていますが明確には禁止していません。それについて、産業育成の観点から地元業者が少ないのでやむを得ないという考えも一方であり、これをどう考えるかが課題です。つづいて、歩切りについてですが、設計額が合理的な価格であるので国等からやめるよう通知が来ているなど問題があります。つづいて、一連の不祥事に見られる職員の関与から職員の服務倫理について叫ばれてきています。最後に契約制度の適正化を図る組織体制のあり方に関しては、現在契約専属の係を置くことができない兼任状況下の少ない職員数で、如何に効率化等を図っていくか課題です。以上で説明を終わります。

委員長：各委員一般競争入札方式の導入については、どう考えているか。

委員：一般競争入札は、事務の煩雑さもあるが世の中の流れを見ると導入してもい

いと思う。

委員長：仮に導入するにしても町の発注請負基準等の見直しも必要であり、ただ一般競争入札がいいのだという考え方だけでなく、それにとまなう各種手当が必要であり、外側を固めてから導入した方が安全だと思う。

委員：原則を考えると一般競争入札は結構なことだが、制度そのものが有するデメリットが大きければ大きいほど慎重にならざるを得ない。デメリットを解消する方策を盛り込んだ一般競争入札制度導入に入っていくことがいいと思う。

委員長：一般競争入札制度がかならずしも全てもいいとは言えない面もあるが、これまでの町の運用や各自治体の状況を見ると、閉鎖的にならず競争性という面では先んじている。こういう点について、デメリットがあるが、それでも競争性の確保が必要であり導入すべきという形である。後は、運用上うまくやることが重要である。各委員の意見を聞くと導入については、あえて反対ではないようである。具体的にメリット・デメリットを明らかにした上でデメリットをなるべく少なくする努力することで最終的には役所の見識によって制度の決定を補っていかなければ競争性の確保ができないと考える。

委員：導入にあたっては、以前話をしていた地元業者の育成面、事務処理日数の増加が指摘されているがどうするか。地元業者については、制限付きで配慮できるという意見が紹介されているがそれでいいのか。また、事務処理日数の増加については、何か工夫ができるのではないかと思うが事務局としてどう考えているか。

事務局：競争性を図る制度を導入するにあたって、公告期間や見積期間などが決まっているのでそれを勘案すると必要最低限確保しなければならない期間と考えています。

委員：事務量の増加に対する認識はどうか？

事務局：制度を運用したことがないためどれくらいの事務量になるかわからない面があります。いずれにしても、現在、指名競争入札制度ですべて運用しており、一般競争入札制度を導入すると事務のサイクルが混在することによる煩雑さが出てくると考えています。

委員：競争性を高めると同時に地元業者の育成を考えると制限付き一般競争入札制度による答えが自動的に導き出されるのではないか。

委員：県レベルに比べて自治体規模・事務の慣れという面からも違うし、低額な契約金額に対して煩雑な手続きを入れてしまうと事務が複雑化し、全体としての町の財政をマイナスにしてしまう本末転倒ということになりかねない。例えば、現場ごとに技術者を選任する額である2500万円以上に対して当初適用し、事務に慣れてきたところで1000万円以上に拡大していくとか、地元業者育成という面では、制限付きや総合評価方式で加点するなど配慮し

たりしながら試行錯誤して導入する方法が良いのではないだろうか。

委員長：地元業者の育成面で、野木町の規模を考えると町内だけという狭い領域で事足りるとは思えない。もっとオープンに周辺の業者も使った方が良い。確かに軽易なものは地元だけで良いと思うが、これだけ大きな規模の地方公共団体の事務を行っているのだから閉鎖的なエリアの中だけで業者を選んでいくことが果たして賢明なのか。一般競争入札制度を導入しながらも多少地元業者も育成できるのだから、もっと広く周辺地域に拡大して運用した方が良いと思う。

委員：委員長の話は、制限付きのかけ方であると推察する。工事の内容によって地元業者だけで不安であれば周辺地域業者に拡大し、地元業者で十分対応可能な案件なら地元最優先という制限のかけ方はあると思う。内容によってその都度制限が変わるということではないか。

委員長：つづいて、透明性の確保について、野木町では対象を拡大して運用しており、必要なら情報公開請求というルートもあるので透明性は確保されている。予定価格・最低制限価格の事後公表への移行は、難しいか？

事務局：国の方では、事後公表していく方針が打ち出されています。県内では、宇都宮市において抽選落札の多発により、事後公表する方向であります。それ以外の市町については、動きが見られません。もともと事前公表は、一連の不祥事からもわかるように業者からの圧力から少しでも職員を保護して不正を防止するという意味があります。野木町においても平成18年の事件を受けて平成19年4月から公表しています。

委員：最低制限価格の公表の結果、抽選落札が続発しているのは好ましい状況とは言えず、事後公表にした方が良いのではないか。

委員：まず公表によって透明性の確保を図ることが第一にあり、事前にするか事後にするかという選択肢である。しかし、そこでは事後にすることによるデメリットということも発生する。本来、入札制度を考えたとき事前公表は好ましいこととは思えないが、だからといって事前公表により職員を守るという面を見ると事後公表にあたってはその手当が必要であると考え。

委員：ある新聞に書いてあったが予定価格を公表するとそこが基準となるとしており、競争性が落ちてしまう。契約制度は、競争性を主としており、競争性を落としてまで職員を擁護するということでは、いったい契約とは何なのかということになってしまう。競争性を最も重視すべきであり、職員のことについては、デメリットとしてフォローする形でいいのではないか。我々が買い物に行き、交渉して値下げしてもらった際、相手に最低制限価格がわかれば競争性が落ちると思うので最低制限価格を公表することは間違っていると思う。いっそのこと予定価格の公表をやめた方が良いのではないか。

委員長：もともと予定価格を公表することはどういう意味があるのか？公募する人がアンバランスにならないように、業者の足並みをそろえるよう事前に交渉してしまうということなのか。

委員：そういうことだと思う。予定価格を公表することは、談合を助長してしまう。業者間でこの工事を俺が取るから次はお前という風に事前を取る順番を決めやすい状況を作ってしまう、談合を助長するようなものである。

委員：予定価格公表は、総額で公表しているのか、それとも細かく内訳まで公表しているのか。

事務局：総額の予定価格を公表しています。予定価格公表の意味について説明しますと、昔は、国等の見解でも談合を助長するものとして非公表とすべきものとされてきました。しかし、一方で情報を公表することにより業者等を国民の監視下のもと社会的な批判にさらすことで談合を防止しようという考え方があり、公表・非公表どちらが談合防止により有効かという議論がありました。現在は、公表の方がより有効であるとの認識が広まり予定価格の公表となっています。では、野木町ではどう運用してきたのか説明いたしますと、周辺自治体が公表に動いていた中で、予定価格公表が談合の助長につながるという考え方の元に、県内市町の中で最後まで公表を行わなかった経緯があります。

委員：予定価格を公表するとだいたい何割という風に最低制限価格は、業者の経験上出てきてしまうのか？

委員：実際、出てきてしまうと思う。予定価格公表は、事前・事後であってもよいと思うが、最低制限価格の方が問題である。事前公表については、競争性が失われていると思うし、事後公表については、その結果を基に予定価格の何割くらいかということが想定可能であると思う。それでは、最低制限価格を公表しない、さらに進めばそもそも最低制限価格を設けないという方法もあるのではないかと。低入札調査制度を導入することも一つの方法である。

委員：最低制限価格を設定することと公表することは違うと思う。だから、最低制限価格を設定しておき、非公表として下回った業者を失格とすることは可能である。最低制限価格は、品質を維持するためには必要なものであるし、それを公表する必要があるのかということだと思う。

委員：そういうことを言ったのでなく最低制限価格を設けないということは、職員の保護という視点での選択肢もありうるということである。ただし、低入札価格調査制度の検討となると手続きの煩雑さ・審査委員会の公平性などかなり難しい制度となってしまう面もある。最低制限価格制度によりややこしい制度にならない面もあることはわかるが、職員に対するアプローチをどう排除するかを検討しないと同じことの繰り返しになってしまう。

委員長：事前公表した結果、落札金額がその額の数%以内に落ち着いてしまうものなのか？

事務局：当然、予定価格の公表により高止まりの懸念がありましたが、実際には、公表後も高止まり現象は見られません。なおかつ、県内で99%とか落札率の高い自治体がある中で野木町においては、一番か二番くらいに非常に低い落札率であり、これは工事件数の減少や社会情勢の影響で業者の工事を取りたいという意識が働いているのではないかと考えています。

委員：予定価格の公表と同時に最低制限価格の公表も行っているので高止まりになるはずがない。予定価格の事前公表のみをしている自治体との比較をしてみないと本当のところはわからない。言うなれば、町は、その最低制限価格で契約したいのだと言っているようなものである。

委員：そのことは、それで嫌なら契約するなど言っているようなものであり、それで出来ないなら業者に考えなさいというやり方になってしまう。

委員：話は戻るが、他の自治体で予定価格を事前公表で運用し、最低制限価格を公表していない、あるいは、事後公表しているところで高止まりの懸念はないのか？

事務局：実際には、逆に落札率が低下する傾向となっているようです。ただし、野木町のように最低制限価格を公表しているところについては、更に落札率下がる傾向があります。

委員：それは、傾向ではなくそういう制度だと思う。やれる業者だけ応募してくれと言っているに等しいからである。

委員：野木町においては、他のところと比較して最低制限価格でできる業者が多いから抽選になるということではないか。

事務局：そういうことだと思います。平成19年度で20件の抽選落札があります。

委員：工法の選択によっては、最低制限価格よりも安くてもできる形もありえると思う。そういうことからして、最低制限価格を下回った人を失格とすることが果たして正しいのか疑問である。

委員：これまで事件等の経緯を考えると事後公表にすると事件の繰り返しになってしまうのではないか。

委員：私が言っているのは、事後も発表しないということである。

委員：事件が起こらないように事前公表を導入したが、くじ引き落札が発生してしまっている。町が提案した契約条件に手を挙げた業者間のくじ引きで落札者を決めるだけという、入札制度が形骸化してしまっている。それなら事後公表にするべきでないか。ただ、単純に元に戻すということではなく、その不幸な出来事が再び起こらないように事前公表にとって代わるものを考えていかなければならない。せっかく不幸な出来事を体験したのだから指名停止を厳

しくするとか事後的な防止手段を取るべき。最低制限価格の事前公表は、その逆で事前的な防止手段であり、しかし、運用してみたら失われるものが大きいということなので元に戻すということであり、そうすると手当てをどうするか、比較したら事後的方策の方が妥当ということだ。

委員：だからその方策として、予定価格の発表をしないということである。

委員：発表しなくても業者からのアプローチは来てしまう。情報を持っている以上は、必ずアプローチがあるのであるから。業者としては、当然そう思うのが当たり前である。

委員：だからこそ、契約担当職員の在職期間を短くする方策を提言している。

委員：在職期間に係らず、誰がどういう仕事をしているのかはわかるわけで、短くても問題は起こる。そのことを再び繰り返さないためにどうするかを考えないと、くじ引きの方がまだ良かったということになりかねない。

委員：オールマイティで事務従事が可能な人であれば短期間でも構わないと思うが、この業務は、ある程度経験が必要であると思う。抽選というのは、ある意味談合の裏返しで、町内業者は、相互扶助の元に、この前うちが当たったから次お前のところという風に談合の図式になっているのではないか。そう意味で事後公表とし、業者の職員へのアプローチをどう防ぐかということを議論すべきだと思う。

委員：抽選は、談合とは違うと思う。談合というのは、本来の適正価格の形成において入札業者が相談しあい、正当であれば100万円で落札できるところを150万円で発注せざるを得ない状況を作ることが談合である。野木町の場合は、100万円という最低価格条件を設定して、そこに手を挙げているだけのことである。事前公表下では、くじ引きになるのは当たり前であり、入札制度の本来の目的からすると形骸化していると言わざるを得ない。

委員長：予定価格の事前公表・事後公表を併用している他の地方公共団体があるが、やはりうまくいっていないということなのか？

栃木県：この資料で示しているものは、金額に応じて事前公表及び事後公表を使い分けているものと思われます。栃木県の場合は、予定価格を事前、最低制限価格を事後として運用しています。予定価格公表による高止まりについて県のデータでは、落札率が若干下がる傾向にあります。また、最低制限価格の事前公表については、県で運用していませんが、問題なのが指値入札ということでありまして、上が100で下が80とした場合、業者は80で入れてくるわけです。委員がおっしゃるとおり入札制度として結果的に形骸化してしまうということで事前公表はしていません。事後公表については、観点が別でして、入札そのものがブラックボックスになって情報に価値が出てしまうと不正な手段を用いて聞き出そうとする動きが出てまいります。やはり事後

的であったとしても、それをオープンにすることで町民に監視される、そういう仕組みであるべきという観点です。これは、入契法の中でも事後でいいから公表しなさいとされています。

委員：栃木県が言うように予定価格を事前、最低制限価格を事後でよいと思う。

委員：委員会としては、予定価格について事前公表あるいは事後公表どちらが望ましいと考えるのか。最低制限価格は、事前公表が好ましからざるべきとして事後公表に移行すべきである、ただ、それに対しても不幸な出来事が起きないようにと、そういう意見もありうると思うが。

委員長：両論併記で構わないのではないかと。後は、運用する役所が判断するという姿勢で良いと思う。

委員：いや、両論併記は必要ない。予定価格については、各委員とも事前公表で良いと判断しているので、意見の分かれる最低制限価格について、両論あるという形で記載すればよいのではないかと。

委員長：そういう形で提言書に盛り込むこととする。それでは、情報公開の推進ということで、現在公表している建設工事及び建設工事関連業務以外の取り扱いについても情報公開請求のルートで情報を提供するという形よりも、情報公表という手法で公表したほうが良いだろう。不正行為の防止として、倫理の問題はどう考えるか。制度改革もあるがモラルの問題も重要であり、しっかりと提言書に入れていくべきだろう。

委員：まず大きくは地方公務員法で守秘義務があり、更に町として服務規程で何かうたっていると思うがどうなっているか？

事務局：事務局としては、どのような良い制度を作っても、モラルの問題と両輪で考えていかないとうまくいかないと考えています。

委員：私が聞きたいのは、服務規程がありながら事件が避けられなかった事実があった上で、服務規定そのものが悪かったのか、ただ単に個人が悪かったのかの違いがあると思う。現に服務規程がありながら起こったということであれば、単純に規定を増やせばいいものでないと思う。

委員：現在ある服務規程が形骸化している状態なのではないか。

委員：服務規程に関して職員に対する研修等をやってきたかどうかなどの運用面も含めて考えていかなければならないと思う。

委員：野木町で不当要求に関する対応の制度を作っているかわからないが、こういう出来事を体験し、業者からのアプローチを受けた職員が一人で悩むから泥沼にはまっていくケースがある。だからこそ、町という組織として職員を守れるような形を考える必要があると思う。

委員長：最終的には、公務員の一人一人の心の問題だと思う。立派な規程があるだけではだめで、研修会や意識喚起することをやれば、ああいったことは起こら



なかったと思う。

委員：最低制限価格を事後公表にすることで同じような現象が生まれてくるという場面で、防止手段として事前対策ではなく事後対策として、職員の側から検討しているが、職員にアプローチする業者側からの視点から見て、アプローチに対するペナルティとして指名停止措置を取るとかの罰則を与えるべきではないか。

委員：それもそうだが、どうして事件が起こったのか考察した場合、新聞記事から見ると職員は、ポジションがほしくて、業者は、自分が口をきけば、そのポジションが得られるという暗黙の了解があったから、このようなことが起こったわけであり、町の職員の人事が業者の口利きでどうにかなるのか不思議に思った。そういう事がなければ、事件にならなかったのではないかと思う。そういう事はないとはっきりせず、あやふやなために職員は、誘われてしまったのではないだろうか。人事管理の徹底が必要であると思う。

委員：第三者機関ということがあるが、税金の使い道を確認することは、納税者の権利であり義務といってもいい。一番広い意味の第三者機関は、情報を公表して、その情報を住民全員が監視する第三者機関という考え方。狭い意味では、何の因果関係もない専門家で構成する第三者機関という考え方がある。どういう形にするにせよ、いろいろな形があると思う。

委員長：それでは、そのようなことを事務局に取りまとめてもらって、次回会議で検討していきたいと思う。

### 3 その他

- ・第五回会議日程について

平成21年3月15日(日)午前10時からの開会とします。